

社会保障 新自由主義 ②

神戸大学名誉教授 一宮厚美さん

一 新型由生鐵の政策  
が、社側医療制度などの選ぶのではあります。醫師が腹痛を診断し、健康のためが必要と判断した治療をやめに發願されてきたのでしたか。  
が、患者の命運を期して

こんな原限で成立してくるか  
といつては、明確にこれまで  
す。憲法25条で生存権を保  
障する國の責任が規定され  
てゐるからです。

一方でござり、「必要充  
足・応能實現原限」です。  
せん。

されるのは現金ではない、医  
療行為の場物です。医師が  
必要と認む、保険診療に合  
まれる治療法であれば、醫  
用がいくらかかっても施せ

心じて保険し、費用は支払う能力に応じて課すところの原則です。新聞由生義也によれば、「私的欲求充足・盈益負担原則」に該する。医者の違いを突出しながら語り明してある。日本の公的医療制度では、患者は自分の私的欲求に限りで医療サービスを受ける。保育や教育や福祉でも原

金額は日常生計に必要な食費・被服費・光熱費などを綿密に計算して法定されて  
います。

## 給付に上限設定

新自由主義は、これを現金給付方式に変えました。それで、必要充実原則からの逸脱します。典型が介護保険制度です。保険給付に金額で上限を設けたのです。

これでは必要ないが、  
保障されません。重度の要  
介護者の場合、人間的な生

日本書院の刊行部アーバンパッケージ・コードヤードが提唱した「新たな手帳文化」。

彼の心なら手  
(細胞膜) みな

田中慶の介護給付が必要だ。シク・インカムの原型といふのが常識です。それが、新自由主義派が導入した「負の所得差額」制度です。国民に一定額の支給の上でのサービスについて、最低所得を保証するかわりに、あるる社会サービスは、対価を支払える人だけにすべき課題です。

す、私的欲求を満たす形で使えばよいところ仕組みなのです。「私的欲求充足・**応益負担原則**」と呼ぶ理由です。

利益に応じて負担する「**応益負担**」とは、実は、市場取引の原則であります。この原則に基づき、「**公的医療・介護の面**」は負担原則にならざつて、それでねしましてしまふ。必要なサービスは市場で買ひなさざつては、生前に必要な現物給付を国家が保障する必要がなくなり、給付額の上限が確定するので、社会保険費の圧縮をめぐらす新田由至議論のハートヒーロードマンの構想に近づけて社会保障を縮小する方向です。部分的に導入する構想でも、必要充足原則を破壊し、生活保護を切り詰めやうとする効果を發揮する以上警戒が必要です。



「高齢者医療費控除2倍化をめざすめよう」とアピールする人た  
ちの月一由、参院議員会館前

用が保険から給付されます。保障されるのは現物のサービスではなく、一定額の現金なのです。36万円を超えるサービスについては全額負担になる一方、

絶望郷を夢見る

「第一回」では「老齢扶助、社会保障給付の支払い、扶養費賦課率」一般援助、遺産物価格支持制度、「公的年金」などを現金給付に一本化すれば、現状の「半分以下の費用である」(『資本主義と皿田』) とす。

「しか」日本維新の会などの新自由主義派が唱えた  
ベースシック・インカムが  
フリーメイソンの構想に近づいて  
社会保障を縮小する方  
向です。部分的に導入する  
構想でも、必要充足原則を  
破壊し、生活保護を切り詰  
めるなどの効果を發揮する  
上に警戒が必要です。